

長野県協調融資（がん先進医療費利子補給融資制度）

保証機関：（一社）日本労働者信用基金協会

1. 商 品 名	長野県協調融資（がん先進医療費利子補給融資制度）
2. ご利用いただける方	次のいずれにも該当する方 ・長野県労働金庫に出資のある労働組合等会員の構成員（組合員）、またはご自宅もしくは勤務先が長野県内にある方で、次の条件を満たす方。 ・長野県発行の「長野県がん先進医療費利子補給金 承認決定通知書」の原本を長野県労働金庫の窓口で呈示し、長野県労働金庫が写しを保管することに同意いただける方。 ・融資お申込およびご利用において、長野県労働金庫と長野県の間で個人情報の提供に同意いただける方。 ・満 18 歳以上で、最終弁済時年齢が満 81 歳未満の方。 ・長野県内に 1 年以上居住している方 ・同一事業所に 1 年以上勤務している方。 ・お勤めされていて、ご返済に見合う安定した収入のある方で、前年の税込年収が 150 万円以上の方。 ・その他、保証機関が定めた保証基準を満たしている方。 ※ ご融資にあたり長野県労働金庫および保証機関の審査手続きが必要となります。審査結果によっては、ご融資利用のご希望にそえない場合があります。
3. ご返済期間	最長 7 年(返済回数 84 回以内)
4. ご融資金額	いずれか低い額とします。 ・最高 300 万円（1 万円単位） ・長野県発行の「長野県がん先進医療費利子補給金 承認決定通知書」に記載された「対象融資限度額」の額（1 万円単位）
5. お使いみち	がん先進医療に係る治療費
6. ご融資金利	固定金利 年 5.50%(保証料込み)
7. 保証料率	金利に含まれています。
8. ご返済方法	元利均等返済とし、毎月返済または毎月・ボーナス併用返済からお選びください。 毎月・ボーナス併用返済の場合のボーナス返済部分は、お申込み金額の 50%までとなります。 随時返済(定例返済以外)もいただけます。その際の手数料は無料です。 ※ 元利均等返済とは、毎月またはボーナス返済月の各返済日に一定の返済額（元金と利息の合計）でご返済いただく方式です。 ※ 随時返済では、前回ご返済日（お利息支払日）の翌日から随時返済当日までのお利息（融資残高に基づき計算します）の精算が必要となります。当該お利息額以上のご入金が必要となるため、金額によってはご希望にそえない場合がありますので、ご注意ください。
9. ご返済試算額の入手方法	店頭までお申し付けください。 また、インターネット・ホームページからも試算いただけます。

	長野県労働金庫ホームページ < https://www.nagano-rokin.co.jp/ >				
10. 担保	不要です。				
11. 団体信用生命保険	団体信用生命保険の対象外商品です。				
12. 連帯保証人	長野県労働金庫または日信協の請求により別途連帯保証人を必要とすることがあります。				
13. 手数料等	申込事務手数料は無料です。また、随時返済、全額返済も手数料無料でご利用いただけます。 ご契約内容の変更を行う際には、5,500 円（税込）の手数料が必要となります。				
14. ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ	(1)ご契約内容や商品に関する相談・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【フリーダイヤル】（電話：0120-1919-48） 受付時間 平日：午前 9 時～午後 5 時 土・日曜日：午前 10 時～午後 5 時 （祝日、振替休日（土・日曜日が祝日の場合は営業）、12 月 31 日～1 月 3 日、5 月 3 日～5 月 5 日を除く） (2)ご契約内容や商品に関する苦情は、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【窓口：長野県労働金庫お客様相談ダイヤル】（電話：0120-606-150） 受付時間 平日：午前 9 時～午後 5 時 なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページ<https://www.nagano-rokin.co.jp/>をご覧ください。				
15. 第三者機関に問題解決を相談したい場合	東京弁護士会紛争解決センター（電話:03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話:03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話:03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当金庫お客様相談ダイヤルまたはろうきん相談所にお申し出ください。 また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談ダイヤルもしくはろうきん相談所にお問い合わせください。 【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】（電話：0120-177-288） 受付時間 平日：午前 9 時～午後 5 時				
16. お客様宛の通知物	ご融資のご利用後、次の通知をお客様のご自宅宛に送付させていただきます。 (1) 返済予定表 <table border="1"> <tr> <th>金利種類</th><th>返済予定表に記載される対象期間</th></tr> <tr> <td>固定金利</td><td>最終返済期日までの全期間</td></tr> </table> ※ 随時返済、契約変更時にも返済予定表を発行し、お客様のご自宅宛に送付させていただきます。	金利種類	返済予定表に記載される対象期間	固定金利	最終返済期日までの全期間
金利種類	返済予定表に記載される対象期間				
固定金利	最終返済期日までの全期間				

	※ <ろうきんダイレクト>（インターネットバンキング）をご利用の方におかれましては、上記「返済予定表」について郵送等による通知に替えて、<ろうきんダイレクト>（インターネットバンキング）にて閲覧することができます。 ※ <ろうきんダイレクト>（インターネットバンキング）をご利用の方であっても、融資のご請求・ご確認に関するもの、事故防止を目的とする新規及び変更契約の内容確認に関するお知らせ等は、ご自宅へ郵送させていただく場合がございます。 (2) 完済通知 ご融資完済時に作成します。
17. その他	・「長野県がん先進医療費利子補給金制度」の対象となる方でも、ご融資にあたり長野県労働金庫および保証機関の審査手続きが必要となります。審査結果によっては、ご融資利用のご希望にそえない場合があります。 ・長野県労働金庫および保証機関の審査手続きの結果、ご融資金について長野県労働金庫からお支払い先にお振込みをお願いする場合がございます（振込手数料はお客様にご負担いただきます）。また、お支払い先が発行した領収書等の写しのご提出をお願いする場合がございます。 ・元金据置返済はご利用いただけません。 ・融資ご利用後の返済期間延長等の条件変更はできません。 ※「長野県がん先進医療費利子補給金制度」についてのお問い合わせは、長野県にお願いします。